# 小型充電式電池等の分別収集及び有害ごみの対象品目変更の 試行実施について

### 1 小型充電式電池等の分別収集について

### 背景

近年、小型充電式電池等を廃棄物として収集・処理する際に、パッカー車や破砕処理施設で衝撃が加わったことにより発火する火災事故が全国で急増しています。市では、市役所ほか4施設に「小型家電回収ボックス」を設置し、小型充電式電池の回収・リサイクルを進めてきましたが充分であるとはいえず、より一層安心・安全な廃棄物処理を実施するため、分別収集を開始するものです。

分別収集の対象とする「小型充電式電池」は、充電して繰り返し使えるリチウムイオン電池・ニッケル水素電池・ニカド電池で、これに加えて、これらの電池を内蔵し取り外すことが困難な「充電式家電」も対象とし、令和5年1月から分別収集の試行実施を行います。

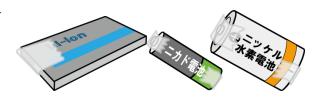
### 変更内容

これまで、小型充電式電池やこれを取り外すことが困難な充電式家電を廃棄するときは、他の破砕粗大ごみと一緒に出すことができました。

分別収集開始後は、これらは破砕粗大ごみの「危険ごみ」に分別し、出すことになります。

#### 出し方

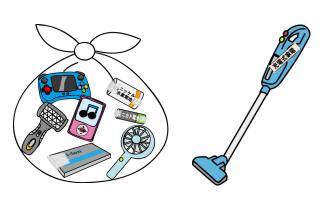
①小型充電式電池は絶縁処理(ビニールテープなどで端子部分を覆う。)する。





②小型充電式電池や、これを取り外すことが 困難な充電式家電は同じ透明の袋に入れ る。

袋に入らない小型充電式電池を取り外すことが困難な充電式家電は、本体に「充電式家電」などの貼紙をする。





③破砕粗大ごみの収集日に出す。

収集日 ※変更はありません

破砕粗大ごみ収集日(A地区:毎月第1・3水曜日、B地区:毎月第2・4水曜日)

# 今後のスケジュール

令和4年 11月~ 地区衛生組織連合会研修会等で説明予定

12月1日 市広報紙掲載、分別変更チラシ各戸配布

12月9日~15日 行政情報番組「マイタウンかめやま」放送

令和5年 1月~3月 試行期間

4月~ 本格実施

## 【参考】 破砕粗大ごみの「危険ごみ」として分別収集する小型充電式電池等の具体例



# 2 有害ごみの対象品目変更について

### 背景

これまで、破砕粗大ごみの「有害ごみ」は、水銀使用が疑われる廃製品をその対象として分別収集してきました。しかし、例えば鏡は現在では水銀を含むものはほとんど流通しておらず、有害性が認められなくなってきたことから、環境省が定める「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」に準じて、有害ごみの対象とする廃製品を変更し、令和5年1月から分別収集の試行実施を行います。

### 変更内容・出し方

品目		変更前	変更後
鏡			破砕粗大ごみ
蛍光ランプ			現行どおり <b>破砕粗大ごみ「有害ごみ」</b>
水銀体温計		破砕粗大ごみ 「有害ごみ」	水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計 破砕粗大ごみ「有害ごみ」
水銀を含む電池			充電式電池以外の電池類 (乾電池・ボタン電池・コイン電池など) 破砕粗大ごみ「有害ごみ」

#### 収集日 ※変更はありません

破砕粗大ごみ収集日(A地区:毎月第1・3水曜日、B地区:毎月第2・4水曜日)

#### 今後のスケジュール

令和4年 11月~ 地区衛生組織連合会研修会等で説明予定

12月1日 市広報紙掲載、分別変更チラシ各戸配布

12月9日~15日 行政情報番組「マイタウンかめやま」放送

令和5年 1月~3月 試行期間

4月~ 本格実施

### 【参考】 破砕粗大ごみの分け方出し方(変更前・後)

変更前



